

ふるさと宇佐寺子屋塾実行委員会規約

平成24年10月1日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 本実行委員会は、ふるさと宇佐寺子屋塾実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、宇佐市教育のまちづくり推進の一助として、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校、地域住民と連携を取りながら、休日・放課後又は長期休暇を利用し、学習活動、農業体験活動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 嬉しい土曜事業
- (2) 最高体験活動事業
- (3) 幸せ放課後活動事業

第2章 役 員

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 塾 頭 1名
- (4) 副塾頭 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 顧 問 若干名

2 委員長の任期は2年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、会議を主宰し、実行委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

第3章 機 関

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、次の事項を決議、又は承認する。

- (1) 規約及びその他必要な諸規則の制定、改廃
- (2) 決算報告及び予算案
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 役員を選任
- (5) その他実行委員会の重要事項

2 会議は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(塾頭の職務)

第6条 塾頭は、実行委員会の指揮監督の下に、実行委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

(事務の委任等)

第7条 実行委員会は、実行委員会規約で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を塾頭に委任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会規約、その他の実行委員会の定める細則の制定又は改廃に関する事務は、塾頭に委任することができない。

3 塾頭は、第1項の規定により委任された事務をその他その権限に属する事務の一部を事務局の職員に委任し、又は事務局職員等を臨時に代理させることができる。

(事務局の所在地)

第8条 事務局の所在地は宇佐市大字閣343-2 アクトビル6階におく。

第4章 会 計

(会計年度)

第9条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、初年度においては10月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、参加者からの負担金及び賛同者からの寄付金をもって充てる。

2 実行委員会は、不動産、その他金品などの寄付を受けることができる。

(重要書類の保管)

第11条 実行委員会の財産目録、決算報告書、その他会計に関する重要書類は5年間保存とする。

(実行委員会の解散)

第12条 実行委員会の解散は、会議において、委員の4分の3以上の同意を必要とする。

第5章 細 則

(細則)

第13条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、委員長が別に定める。

附 則

本規約は、平成24年10月1日から施行する。